平成２６年（フ）第４７１号
神奈川県伊勢原市三ノ宮1080番地
破産者　株式会社大和コンサルタント
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３７１号
岐阜県瑞穂市古橋1573番地の６
破産者　株式会社エイムコーポレーション
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１２号
愛知県日進市赤池町箕ノ手２番地1647
破産者　株式会社ライトギャラリー
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８９４号
京都市中京区御幸町通御池上る亀屋町392番地　山脇株式会社内４Ｆ
破産者　株式会社あーる寿々屋
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３０号
京都府八幡市内里河原47番２
破産者　株式会社協伸
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９８号
京都市左京区岩倉下在地町181番地
破産者　一般社団法人きょうと福祉ネットワーク
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎２丁目２番30号
破産者　有限会社ツバキヤマ
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第９８１号
広島市安佐北区口田南７丁目45番38―22号
破産者　有限会社オプション
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２３８号
秋田市大町２丁目３番27号
破産者　有限会社マリー商会
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８号
秋田市手形字山崎66番地１
破産者　エス・イー・プロデュース株式会社
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２４号
秋田県仙北市角館町小勝田大川原１番地の25
破産者　株式会社サトウ
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第３６６号
岡山市南区福田313番地14
破産者　松本　恭子
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６００号
名古屋市中川区中花町134番地
破産者　株式会社ビルデアイ
1　決定年月日　平成27年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６６４号
北九州市若松区白山２丁目13番33号
破産者　株式会社総建工業
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１５号
鹿児島県大島郡和泊町和泊535番地７
破産者　有限会社食鮮館ひご屋
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１４０号
盛岡市東見前６地割100
破産者　株式会社平川食品
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２９６号
仙台市青葉区本町１丁目１番８号
破産者　有限会社イベント・アド・クリエイション
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１０８号
富山県高岡市戸出町４丁目10番１号
破産者　有限会社らんじよや
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第９８号
富山県氷見市阿尾419番地
破産者　有限会社松森化成
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１９６１号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字中ノ杁779番地２
破産者　有限会社テクノエース
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４５１号
大阪市中央区船場中央１丁目３番２―128号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区船場中央１丁目３番２―131号
破産者　株式会社ワールドハウス
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３１１６号
大阪市西淀川区中島１丁目38番26号
破産者　ＪＯＩＮＴエンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部